

# 青森県報

第四千九十五号

平成二十八年  
一月十二日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 一
特定行為業務の登録……………	(高齢福祉保険課) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) …… 二
公 告	
建設業者の許可の取消し……………	(東青地民局) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
右 同……………	(三八地民局) …… 四

## 告 示

### 青森県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定に

より告示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
工藤医院	上北郡東北町旭南一丁目三二の八〇四	平成二七・一〇・三

### 青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
下田きくち眼科	上北郡おいらせ町中野平四〇の一イ オンモール下田一階	平成二七・二・一
工藤医院歯科	上北郡東北町旭南一丁目三二の八〇四	二七・一〇・三
保険調剤薬局タイキ フアーマシー高田店	弘前市大字高田五丁目二の一五	二七・一〇・一

### 青森県告示第十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号

の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	保険調剤薬局タイキ ファーマシー高田店
所 在 地	弘前市大字高田五丁目二の二五
指 定 年 月 日	平成27.10.1

青森県告示第十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二二〇〇一	"	仁医療法人	八山字八戸 〇太原市 の郎木大	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人	五七字大十 〇八高字和 の清相田 四水坂市	"	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人
〇二二〇〇一	"	仁医療法人	八山字八戸 〇太原市 の郎木大	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人	五七字大十 〇八高字和 の清相田 四水坂市	"	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人
〇二二〇〇一	平成 二七.六.二五	仁医療法人	八山字八戸 〇太原市 の郎木大	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人	五七字大十 〇八高字和 の清相田 四水坂市	平成 二七.六.二五	介護施設 トセラ ド介護老人 施設人

青森県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	一般社団法人 心清会
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	八戸市湊高台四丁目一六の二一
障害福祉サービスを行う事業所	名称	就労継続支援B型事業所 サポート
指定年月日	所在地	八戸市柏崎三丁目一三の二五
		平成 二七.一.一

青森県告示第十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十七年十一月十二日及び同年十二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番5	同左	マロ中印ブロイラー肥育前期用配合飼料 ヒチ餌付E	27.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番5	同左	マロ中印ブロイラー肥育前期用配合飼料 スーバーさわやか前期	27.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番5	同左	マロ中印種豚飼育用配合飼料 ハイタルラクト	27.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印ブロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	27.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	日清丸紅印種豚用配合飼料 MN種豚クランソブル	27.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印ブロイラー肥育前期用配合飼料 純和鶏ニースターター	27.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、ME、水分	無

# 公 告

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社黒田建設
- 二 代表者の氏名 黒田 松代
- 三 主たる営業所の所在地 青森市南佃二丁目一〇二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第八〇〇六号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月十四日

## 六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

## 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社やまと石材

- 二 代表者の氏名 石井 靖
- 三 主たる営業所の所在地 青森市古館一丁目一三の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一三五六二号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社京谷電気
- 二 代表者の氏名 高橋 誠
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市北白山台二丁目八の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一二九九号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、機械器具設置、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭